

墨田区立中学校に在籍する生徒の保護者の皆様へ

英語検定受験料の補助のお知らせ

現在、区立中学校では、自校を会場として年度内に3回程度、英語検定を実施しています。

教育委員会では、中学生の英語能力の現状把握や入試制度改革等への対応を踏まえ、受験及び資格取得を促進していくため、令和元年度より就学援助認定世帯（保護者）に対し英語検定受験料の補助を行うことといたしました。

受験料補助の内容は、下記のとおりです。

1 補助金の交付対象となる生徒

区立中学校に在籍し、英語検定受験日時点において、就学援助の要保護・準要保護の認定を受けている生徒。

※準会場（学校）で受験した生徒及び、塾や書店を通して申込をした個人受験者についても対象となります。

2 補助回数及び金額

全ての受験級を対象として、受験料相当額を年度内1回補助します。

※就学援助認定期間内に複数回受験した生徒については、最も高い受験料を補助します。

3 提出書類及び提出期限

① 学校から後日配布する、振込先を指定するための「口座振替依頼書」等の記入及び、学校（英語科教員）への提出をお願いいたします。

② 準会場（学校）以外で受験した方については、受験票または領収書（写しでも可能）等の受験したことの分かる書類の学校（英語科教員）への提出をお願いいたします。

※準会場（学校）で受験した方は、学校にて名簿を控えているので受験票等の提出は不要です。

③ 上記の①・②についての提出期限は、令和2年1月31日（金）までとさせていただきます。

4 補助金の支払方法

提出いただいた「口座振替依頼書」等の確認後、年度末に教育委員会からお振込いたします。

5 お問い合わせ先

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当

電話番号 03-5608-6303

E-Mail GAKUMU@city.sumida.lg.jp